

## 申請に対する処分 / 審査基準・標準処理期間 個票（美郷町）

## &lt; 個票情報 &gt;

所 管 部 署	住民生活課
適用日（掲載日）	平成 27 年 3 月 31 日

## &lt; 処分の概要 &gt;

許認可等の名称	興行場の経営許可
処 分 権 者	町長
根 拠 規 定	興行場法第 2 条第 1 項

## &lt; 審査基準 / 標準処理期間 &gt;

基 準 規 定	興行場法第 2 条
審 査 基 準	<p>■設定 □未設定</p> <p>1 業として興行場を営もうとする者は、都道府県知事の許可を受けなければならない。</p> <p>2 都道府県知事は、興行場の設置の場所又はその構造設備が都道府県（保健所を設置する市又は特別区にあつては、市又は特別区。以下同じ。）の条例で定める公衆衛生上必要な基準に適合しないと認めるときは、前項の許可を与えないことができる。ただし、この場合においては、都道府県知事は、理由を付した書面をもつて、その旨を通知しなければならない。</p>
参 考 資 料	
標 準 処 理 期 間	<p>■設定 □未設定</p> <p>1 4 日</p>
備 考	（秋田県）市町村への権限移譲の推進に関する条例別表第 33 第 1 号により美郷町に権限移譲
設 定 日	平成 27 年 10 月 31 日